

公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトロン光センター設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人科学技術交流財団定款第4条第1項第6号及び第41条第1項第1号の規定に基づき、あいちシンクロトロン光センターの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 企業、大学等の研究開発の高度化を促進し、当地域の産業活動の発展に貢献するため、あいちシンクロトロン光センター（以下「センター」という。）を瀬戸市に設置する。

(業務)

第3条 センターにおける業務は、次のとおりとする。

- (1) ビームラインを利用させること。
- (2) 光源及びビームラインに関する研究を行うこと。
- (3) センターに関する情報の提供、相談その他の必要な事業を行うこと。

(利用の承認)

第4条 センターのビームラインを利用しようとする者は、所長（公益財団法人科学技術交流財団組織規程第4条第1項に規定する所長をいう。）の承認を受けなければならない。

(利用料)

第5条 前条の承認を受けた者からは、理事長が別に定める額の利用料を徴収する。
2 その他利用料の徴収に関することは、理事長が別に定める。

(利用者の義務)

第6条 センターの利用者は、センターの利用に際しては、この規程及びこの規程に基づき理事長が別に定める細則並びに所長の指示に従うとともに、センターの秩序を乱すような行為をしてはならない。

(承認の取消し及び利用の中止命令)

第7条 所長は、ビームラインの利用者が前条の規定に違反したとき、又は、施設の円滑な運営のためにやむを得ない理由があるときは、第4条の承認を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年2月22日から施行する。